

「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」として平成15年10月7日に公布・一部施行しました。事業者の皆さんに関係する新たに追加した内容の概要は次のとおりです。

全ての事業者に関する内容

水質汚濁の防止 (第39条) 平成15年10月7日施行

排水による汚濁の負荷の低減に努めてください。

自動車排出ガス等の削減 (第71条・第72条) 平成16年4月1日施行

低公害な自動車等の購入・使用、自動車等の適正な点検・整備及び燃料使用の低減に資する運転の実施に努めるとともに、自動車等を駐車する時はエンジンを停止(アイドリング・ストップ)しなければなりません。

化学物質の適正管理 (第76条) 平成15年10月7日施行

化学物質を取り扱うときは、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めてください。

リサイクル製品の使用 (第78条) 平成15年10月7日施行

リサイクル製品の使用・購入に努めてください。

廃棄物の適正処理 (第86条) 平成16年4月1日施行

産業廃棄物の処理を委託する時は、受託者が適正に処理する能力を備えているか確認しなければなりません。

地球温暖化の防止 (第99条) 平成15年10月7日施行

省エネルギー、省資源の推進等、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講じるよう努めてください。

環境教育・環境学習の推進 (第102条) 平成15年10月7日施行

生活環境の保全に関する理解を深めるとともに、自主的な活動に積極的に取り組むよう努めてください。

特定の事業者に関する内容

有害物質の地下浸透の禁止 (第36条・第37条) 平成16年4月1日施行

条例の汚水等関係特定施設の設置者(有害物質を扱うもの)又はPRT法の前年度届出事業者は、有害物質を含む水を地下に浸透させてはなりません。

土壌環境の保全 (第40条～第43条) 平成16年10月1日施行

都市計画法の開発許可又は宅地造成等規制法の宅造許可を必要とするもののうち、その規模が1,000㎡以上の土地改変者は土地履歴調査を実施し、知事に報告しなければなりません。

土地履歴調査の結果、過去に有害物質を取り扱ったことのある汚水等関係特定施設を設置している工場・事業場、ガソリンスタンド、射撃場の設置の事実が判明した時は、土壌汚染確認調査を実施し、知事に届け出なければなりません。

土壌汚染確認調査の結果、土壌汚染が確認されたときは、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出するとともに、計画に従って必要な措置を講じなければなりません。

自動車排出ガス等の削減 (第73条～第75条) 平成16年10月1日施行 (は平成16年4月1日施行)

自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上又は収容能力40台以上の駐車場管理者等は、駐車場利用者に、駐車時は原動機を停止すべきことを看板、放送などにより、周知しなければなりません。

自動車を50台以上使用する事業者は、自動車使用合理化計画書を作成・公表し、あわせて実施結果を公表しなければなりません。

自動車販売者は、新車の環境情報を記載した書面を備え置き、新車購入予定者へ交付・説明しなければなりません。

化学物質の適正管理 (第77条) 平成16年10月1日施行

PRT法の第一種指定化学物質等取扱事業者は、化学物質自主管理計画書を作成・公表しなければなりません。

資源のリサイクル・廃棄物の適正処理等 (第85条～第88条) 平成16年4月1日施行 (は平成15年10月7日施行)

産業廃棄物の年間排出量が500t以上1,000t未満の事業者は、産業廃棄物処理計画書と実施状況報告書を作成し、知事に提出しなければなりません。

産業廃棄物処理業者は、自己の産業廃棄物の処理に関する情報の公開に努めなければなりません。

事故時の措置 (第91条～第94条) 平成16年4月1日施行

条例のばい煙・汚水等関係特定施設の設置者、PRT法の前年度届出事業者は、事故等による有害物質などの排出で、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがあるときは、応急措置をし、事故の復旧に努め、直ちに知事に報告しなければなりません。

地球温暖化の防止 (第100条・第101条) 平成16年10月1日施行

省エネ法の第一種規制管理指定工場の設置者は、温室効果ガス削減計画書を作成・公表し、知事に提出しなければなりません。

条例に関する詳しい内容は、広島県ホームページの環境情報サイト「[ecoひろしま](http://www.pref.hiroshima.jp/eeco)」でご覧になれます。

アドレス <http://www.pref.hiroshima.jp/eeco/>

お問合せ先 広島県環境局環境対策室 082 513 2917(ダイヤル)